

委任状の必要な場合について

区 分	委任状の要否	備 考
入札書等に入札参加者の印を押印する場合	不 要	入札書等を持参する者や入札書に金額を記載する者等の委任状は不要
入札書等に入札参加者以外の者（代理人）の印を押印する場合	必 要	入札参加者から入札書等に押印する者（代理人）への委任状が必要

※ 入札参加者とは、岩国市の物品等入札参加資格者名簿に登載されている者

Q 1 入札書等には入札参加者の印を押印しましたが、入札書等を持参する者は社員Aとなります。この場合、代表者から社員Aへの委任状は必要ですか？

A 1 不要です。

Q 2 入札書等には入札参加者の印を押印しましたが、実際に入札書等を作成した者は社員Aとなります。この場合、代表者から社員Aへの委任状は必要ですか？

A 2 不要です。

Q 3 入札書等に入札参加者の印を押印することができません。社員Bを代理人として委任したいのですが、可能ですか？

A 3 入札参加者から社員Bへの委任状を提出してください（委任者：入札参加者、受任者：社員B）。また、入札書等には、社員Bの押印のみで足りません（入札参加者の印は入札書等には必要ありません）。

Q 4 入札書等に入札参加者の印を押印することができません。入札書等には代理人として社員Bの印を押印しますが、入札書等を持参する者は社員Cとなります。この場合、入札参加者から社員Cへの委任状は必要ですか？

A 4 委任状は、入札参加者から営業社員Cは不要ですが、営業社員Bへのものが必要です。